

難病患者、手帳で判断に懸念

障害者就労支援「所持、5人に1人」

中央省庁や全国の自治体で発覚した障害者雇用水増し問題を受け、当該官公庁で障害者手帳の確認を徹底する動きが進む中、多くが手帳を持っていない難病患者に懸念の声が広がっている。就労の難しさが障害者手帳の有無だけで判断されてしまうのではとの警戒からだ。難病患者らで

つくる愛知県団体は声明を出し、就労支援の充実を訴えている。水増し問題で厚生労働省は、昨年6月時点で国の33行政機関のうち27機関が計3460人を障害者雇用として不適切に算入していたと発表した。厚生省のガイドラインで算入対象は、障害者手帳を持っている人か、都道府県知事が定める医師や産業医の診断書・意見書で障害が認められた人に限られる。手帳を確保せずに算入していた実態が明らかになるにつれ、実物の確認を徹底する方針を示す自治体が相次いでいる。こうした動きに愛知県難病団体連合会などは、難病患者が置き去りにされると危機感を

募らせる。今月6日に名古屋市内で記者会見したメンバーは「水増しは許されないが、手帳のみが判断基準になれば難病患者の就労問題は見落とされ、障害者雇用から排除される」と訴えた。

国が指定する難病の患者は2016年度末で全国で約98万6000人。同連合会によると、このうち障害者手帳を持っている患者は、寝たきりなど就労できない人を含めて「5人に1人」にとどまる。症状が一定でないため手帳を取得できない人も多いという。

障害者雇用促進法は身体・知的・精神障害者と並び、難病患者を「その他の心身の機能の障害がある」人として障害者に含める。同連合会などは、新たに「難病手帳」を交付するなどとして、難病患者も障害者雇用義務の対象と明確に示すべきだと訴えている。

指定難病の遺伝性血管性浮腫の患者で、会見に同席した伊藤さち子さん(67)は「愛知県清須市」は「同じ病気の人が就職で悩んでいる。病氣のことを就職先に伝えていいのかとの相談もあるくらい、就労を巡る環境は整っていない」と述べた。

同連合会などは11月6日午後1時半から、名古屋市中村区名駅4のウインクあいちでセミナーを開く。伊藤さんら難病患者が生活実態を報告する。

【道永竜命】愛知県教委でも不適切算入125人